

備二第73号
総第31号
務第49号
生総第39号
刑総第33号
交企第58号
備一第68号

平成25年1月18日

[改正 令和4年3月15日務第258号]

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）

「岐阜県警察災害派遣隊設置要綱」（平成25年1月18日付け備二第72号ほか）に定める岐阜県警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各隊の編成、運用等については下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

記

第1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

4 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

第2 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊から構成されるところ、各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次のとおり即応部隊の各隊の隊員を指定するものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるものとする。

なお、隊員の指定は、別記様式「岐阜県警察災害派遣隊隊員名簿」により行い、当該名簿をもって、関係所属長等に通知するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

機動隊又は管区機動隊の隊員の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を指定するものとする。

イ 交通部隊

交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を指定するものとする。

ウ 刑事部隊

検視官等の検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察官又は警察職員（以下「警察官等」という。）の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊員を指定するものとする。

(2) 広域警察航空隊

警察航空隊員、機動隊員及び機動隊予備隊員（「危機管理態勢の確立に向けた警備部隊予備体制の構築について」（平成21年3月12日付け備二第271号）により指定された機動隊の予備隊員をいう。）の中から、広域警察航空隊の隊員を指定するものとする。

(3) 緊急災害警備隊

管区機動隊員のうち、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

2 編成

本部長は次のとおり即応部隊の各隊を編成するものとし、各隊の編成に必要な調整を行う岐阜県警察本部（以下「警察本部」という。）の主管課は別表第2のとおりとする。

(1) 広域緊急援助隊

上記1(1)により指定した者をもって、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

ア 上記1(2)により指定した者の中から所要の要員をもって広域警察航空隊を編成するものとする。

イ 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、警察用航空機一機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊

上記1(3)により指定した管区機動隊の隊員の中から、緊急災害警備隊を編成するものとする。

3 活動

(1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。

なお、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組替え運用しても差し支えないものとする。

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交

通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

(イ) 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者相談情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

おおむね3日間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

おおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

5 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

6 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 早期派遣の準備

各部隊の主管課は、大規模災害発生時において直ちに中部管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材、自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地警察が隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

イ 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

ウ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

エ 広報活動

被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めるものとする。

広報責任者は、原則として警部の階級にある者とし、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等を行うものとする。また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ即応部隊に対する広報県民課員の帯同についても配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

ウ 車両整備職員の帯同

広域緊急援助隊の警備部隊及び交通部隊並びに緊急災害警備隊の派遣に当たっては、必要に応じて車両整備職員を帯同するものとする。

7 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、装備資機材を常に良好な状態に管理しておくものとする。

(2) 隣接・近接県警察との協議

通信が途絶した場合等最悪の事態、地理的条件等を考慮し、管轄区域が隣接し、又は近接する県警察と、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(4) 教養訓練の徹底

即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(5) 装備資機材の整備

即応部隊がいかなる災害にも対応できるよう、部隊活動に必要な装備資機材の計画的な整備・備蓄に努めるものとする。

第3 一般部隊の編成、運用等

一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊から構成される所、一般部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

本部長は、次のとおり一般部隊の各隊の隊員を指定するものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるものとする。

特別機動捜査部隊及び特別交通部隊の隊員の指定は、別記様式「岐阜県警察災害派遣隊隊員名簿」により行い、当該名簿をもって、関係所属長等に通知するものとする。

なお、特別交通部隊については、隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定するものとする。

(1) 特別警備部隊

部隊の派遣に際し、機動隊、管区機動隊及び方面別機動隊の中から特別警備部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

部隊の派遣に際し、次の班を設け、それぞれの隊員を指定するものとする。

なお、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡・調整を行う特務員を置くことができるものとする。

ア 相談・防犯指導活動班

総務・警務部門及び生活安全部門の警察官等の中から、班員を指定するものとする。

イ 行方不明者相談情報管理班

生活安全部門の警察官等の中から、班員を指定するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

部隊の派遣に際し、地域部門に属する警察官の中から特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

刑事部門に勤務する警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、別表第1に定める基準に従い、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること、及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、部隊の派遣に際し、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察官等の中から、身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

(6) 特別交通部隊

交通部門に属する警察官の中から、別表第1に定める基準に従い、特別交通部隊の隊員を指定するものとする。

2 編成

本部長は次のとおり一般部隊の各隊を編成するものとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は別表第2のとおりとする。

(1) 特別警備部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(1)で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(2)で指定した者をもって特別生活安全部隊を編成するものとする。

相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2人として編成するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(3)で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

ア 上記1(4)により指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては、所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

イ 特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(5)により指定した者をもって身元確認支援部隊（1隊6人）を編成するものとする。

なお、部隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準じるものとする。

(6) 特別交通部隊

上記1 (6) により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

特別交通部隊は、県警察の保有する車両を使用するものとする。

特別交通部隊の帯同する車両については、中部管区警察局を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

3 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯指導活動班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）を行う。

イ 行方不明者相談情報管理班

「行方不明者発見活動に関する規則（国家公安委員会規則）の制定に伴う趣旨等の徹底について」（平成21年12月21日付け生総第1220号ほか）等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

(3) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒・警ら、現場広報等の活動を行う。

(4) 特別機動捜査部隊

被災地等において、車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査等を行う。

(5) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(6) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

4 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

- (1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊
おおむね10日間をめどとする。
- (2) 特別機動捜査部隊
おおむね1週間をめどとする。
- (3) 身元確認支援部隊
被害の状況を踏まえて必要な期間とする。
- (4) 特別交通部隊
おおむね2週間をめどとする。

5 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 早期派遣の準備

各部隊の主管課は、大規模災害発生時において直ちに中部管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地警察が隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

イ 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図るものとする。

ウ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

エ 広報活動

一般部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うものとする。

なお、広報責任者は原則として警部以上の階級にある者とする。

(2) その他の個別事項

ア 相談活動等の推進

- (ア) 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が相談活動等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあつては、県、市町村等と緊密な連携を図るものとする。
- (イ) 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。
- (ウ) 相談・防犯指導活動班員は、災害によりストレスを受けた被災者と直接会話をすることにより、二次的ストレスを受けるおそれがある等から、相談・防犯指導活動班員に対して、派遣決定後から派遣までの間における心理カウンセラーによる事前教養及び派遣終了後のカウンセリングを、必要に応じて実施するなど、相談・防犯指導活動班員のメンタルヘルスに十分留意するものとする。

イ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

ウ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締り機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

エ 適切な身元確認支援活動

- (ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。
- (イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。
- (ウ) 聴取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

オ 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止めやう回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況につ

いて積極的な広報に努めるものとする。

カ 車両整備職員等の帯同

特別警備部隊の派遣に当たっては、必要に応じて車両整備職員を帯同させるものとする。

6 平素の措置

(1) 自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(2) 教養訓練の徹底

一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備資機材の管理及び整備

いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくものとする。また、部隊活動に必要な装備資機材の計画的な整備に努めるものとする。

第4 警察庁等との連携

1 支援対策室及び支援対策部隊との連携

県警察は、警察庁緊急災害警備本部に設置され、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材、燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

2 機動警察通信隊及び情報通信支援部隊との連携

(1) 機動警察通信隊との連携

即応部隊の各隊は、管区警察局情報通信部、府県情報通信部等に設置され、現場映像の伝送、臨時の無線中継所等の構築、各種通信機器の臨時設置等、被災地等における活動に必要な通信の確保に当たる機動警察通信隊と積極的に連携するものとする。

(2) 情報通信支援部隊との連携

一般部隊の各隊は、管区警察局情報通信部に設置され、現地調査、工事仕様書作成、工事契約、物品調達等、被災した警察通信施設の復旧その他の大規模災害への対応に伴い必要となる情報通信部業務の支援に当たる情報通信支援部隊と積極的に連携するものとする。

(3) 機動警察通信隊員の帯同

広域緊急援助隊の警備部隊及び交通部隊並びに緊急災害警備隊及び特別警備部隊の派遣に当たっては、必要に応じて中部管区警察局岐阜県情報通信部に機動警察通信隊員の帯同を要請するものとする。

別記様式

岐阜県警察災害派遣隊隊員名簿【

隊】

(年 月 日指定)

No.	所 属	階 級	氏 名	生 年 月 日 (年 齡)

※ 年齢は指定日現在の満年齢

別表第 1

岐阜県警察災害派遣隊部隊別編成基準

【即応部隊】

部隊名	隊員数	備考
広域緊急援助隊（警備部隊）	42人	1大隊 1中隊 2小隊 6分隊
広域緊急援助隊（交通部隊）	29人	1中隊 1小隊
広域緊急援助隊（刑事部隊）	24人	2隊（検視班20人、遺族対策班4人）
緊急災害警備隊	85人	

【一般部隊】

部隊名	隊員数	備考
特別機動捜査部隊	二交替の場合 4人 三交替の場合 6人	
特別交通部隊	23人	

別表第2

岐阜県警察災害派遣隊部隊別主管課

【即応部隊】

部隊名	主管課
広域緊急援助隊（警備部隊）	警備部警備第二課
広域緊急援助隊（交通部隊）	交通部交通指導課
広域緊急援助隊（刑事部隊）	刑事部捜査第一課
広域警察航空隊	警備部警備第二課
緊急災害警備隊	警備部警備第二課

【一般部隊】

部隊名	主管課
特別警備部隊	警備部警備第二課
特別生活安全部隊	生活安全部生活安全総務課
特別自動車警ら部隊	地域部地域課
特別機動捜査部隊	刑事部刑事総務課
身元確認支援部隊	刑事部鑑識課
特別交通部隊	交通部交通企画課